

第48号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月11日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を廃止するため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の23の項を削り、同表の24の項を同表の23の項とし、同表の25の項を同表の24の項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。